

令和 8 年 教育委員会

第 5 回 臨時会 議事日程

令和 8 年 9 月 2 日（水）

第 1 議 案

【 指導課 】

- （ 1 ） 議案第 35 号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 趣 旨

幼稚園教育職員の仕事と育児の両立を一層支援するため、子育て部分休暇を新設する。

子育て部分休暇は、小学校入学後から小学校修了前までの子どもを養育する職員が、子育てのために勤務時間の全部または一部について勤務しないことができる制度を新設するために改正する。

2 新旧対照表及び改正文 別紙のとおり

3 施行予定期日 令和9年4月 1 日

新旧対照表

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項、第11条の3第1項及び第3項、第11条の4第1項並びに第18条の2の2第1項において同じ。）のある職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（次項において「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育できるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 及び3 （現行に同じ） （子育て部分休暇） <u>第18条の2の2 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他教育委員会規則で定める当該職員の子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</u> 2 <u>子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</u>	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項並びに第11条の4第1項において同じ。）のある職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（次項において「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育できるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 及び3 （略）

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項並びに第11条の4第1項」を「この項、次条第1項及び第3項、第11条の3第1項及び第3項、第11条の4第1項並びに第18条の2の2第1項」に改める。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第18条の2の2 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他教育委員会規則で定める当該職員の子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。